

発議第 1 号

平成 25 年 3 月 8 日

庄原市議会議長 様

提出者 議会運営委員会
委員長 垣内 秀孝

庄原市議会会議規則の一部を改正する規則案の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び庄原市議会会議規則（平成 17 年庄原市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり規則案を提出する。

〔提案理由〕

地方自治法の一部改正及び庄原市議会議員定数条例の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

庄原市議会会議規則の一部を改正する規則

庄原市議会会議規則（平成17年庄原市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第8節 表決（第67条 第77条）

第9節 会議録（第78条 第82条）」を

「第8節 表決（第67条 第77条）

第9節 公聴会及び参考人（第78条 第84条）

第10節 会議録（第85条 第89条）」に、

「第83条 第87条」を「第90条 第94条」に、「第88条 第104条」を「第95条 第111条」に、「第105条・第106条」を「第112条・第113条」に、「第107条 第118条」を「第114条 第125条」に、「第119条・第120条」を「第126条・第127条」に、「第121条 第131条」を「第128条 第138条」に、「第132条 第138条」を「第139条 第145条」に、「第139条 第143条」を「第146条 第150条」に、「第144条 第152条」を「第151条 第159条」に、「第153条 第158条」を「第160条 第165条」に、「第159条」を「第166条」に、「第160条」を「第167条」に、「第161条」を「第168条」に改める。

第14条第1項及び第16条中「2人以上」を「1人以上」に改める。

第17条中「法第115条の2」を「法第115条の3」に、「2人以上」を「1人以上」に改める。

第18条ただし書及び第36条ただし書中「3人以上」を「2人以上」に改める。

第38条第1項中「第134条」を「第141条」に改める。

第41条中「議長は」の次に「、」を加える。

第45条第2項中「審査又は調査が」を「審査を」に改める。

第48条中「、事件」を「事件」に改める。

第55条第2項中「、注意し」を「注意し」に、「、発言を」を「発言を」に改める。

第57条第2項、第70条第2項及び第71条第1項中「3人以上」を「2人以上」に改める。

第73条第2項中「投票は」の次に「、」を加える。

第74条第1項中「第32条第1項（選挙結果の報告）第33条第1項（再選挙）」を「第32条（選挙結果の報告）第1項、第33条（再選挙）第1項」に改め、同条第2項中「第32条第1項（選挙の報告）」を「第32条（選挙結果の報告）第1項」に改める。

第76条第1項ただし書及び第77条第2項ただし書中「3人以上」を「2人以上」に改める。

第161条を第168条とする。

第8章中第160条を第167条とする。

第7章中第159条を第166条とする。

第 6 章中第 158 条を第 165 条とし、第 155 条から第 157 条までを 7 条ずつ繰り下げる。

第 154 条中「第 38 条第 3 項（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を「第 38 条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第 3 項」に改め、同条を第 161 条とする。

第 153 条第 2 項ただし書中「第 50 条第 2 項（秘密の保持）」を「第 50 条（秘密の保持）第 2 項」に、「第 106 条第 2 項（秘密の保持）」を「第 113 条（秘密の保持）第 2 項」に改め、同条を第 160 条とする。

第 152 条ただし書中「決める」を「定める」に改め、第 5 章中同条を第 159 条とし、第 151 条を第 158 条とし、第 144 条から第 150 条までを 7 条ずつ繰り下げる。

第 4 章中第 143 条を第 150 条とする。

第 142 条中「第 38 条第 3 項（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を「第 38 条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第 3 項」に改め、同条を第 149 条とし、第 141 条を第 148 条とし、第 140 条を第 147 条とし、第 139 条を第 146 条とする。

第 3 章中第 138 条を第 145 条とし、第 135 条から第 137 条までを 7 条ずつ繰り下げる。

第 134 条第 1 項中「紹介議員の説明の後、会議に諮って」を削り、同条を第 141 条とし、第 133 条を第 140 条とし、第 132 条を第 139 条とする。

第 2 章第 6 節中第 131 条を第 138 条とする。

第 130 条第 2 項中「第 124 条」を「第 131 条」に改め、同条を第 137 条とし、第 129 条を第 136 条とする。

第 128 条中「第 32 条第 1 項（選挙結果の報告）」を「第 32 条（選挙結果の報告）第 1 項」に改め、同条を第 135 条とし、第 127 条を第 134 条とし、第 126 条を第 133 条とする。

第 125 条第 1 項中「認めるときは」を「認めるとき」に改め、同条を第 132 条とし、第 124 条を第 131 条とし、第 121 条から第 123 条までを 7 条ずつ繰り下げる。

第 2 章第 5 節中第 120 条を第 127 条とし、第 119 条を第 126 条とする。

第 2 章第 4 節中第 118 条を第 125 条とし、第 111 条から第 117 条までを 7 条ずつ繰り下げる。

第 110 条第 1 項中「について」の次に「、」を加え、同条を第 117 条とする。

第 109 条第 1 項中「、又は」を「又は」に改め、同条第 2 項中「、発言を」を「発言を」に改め、同条を第 116 条とし、第 108 条を第 115 条とし、第 107 条を第 114 条とする。

第 2 章第 3 節中第 106 条を第 113 条とし、第 105 条を第 112 条とする。

第 2 章第 2 節中第 104 条を第 111 条とし、第 99 条から第 103 条までを 7 条ずつ繰り下げる。

第 98 条第 2 項中「法第 109 条の 2 第 4 項」を「法第 109 条第 3 項」に改め、同条を第 105 条とし、第 97 条を第 104 条とし、第 88 条から第 96 条までを 7 条ずつ繰り下げる。

第 2 章第 1 節中第 87 条を第 94 条とし、第 83 条から第 86 条までを 7 条ずつ繰り下げる。

第 1 章第 9 節中第 82 条を第 89 条とし、第 79 条から第 81 条までを 7 条ずつ繰り下げる。

第 78 条第 1 項第 15 号中「押しボタン投票」を「押しボタン式投票」に改め、同条を第 85 条とする。

第 1 章中第 9 節を第 10 節とし、第 8 節の次に次の 1 節を加える。

第9節 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手續)

第78条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第81条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第82条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第84条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第81条、第82条及び第83条の規定を準用する。

別表中「第159条関係」を「第166条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月17日から施行する。